

第 5 期草津市障害福祉計画  
第 1 期草津市障害児福祉計画  
[概要版]

本計画は、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供に係る数値目標とその確保策を示す計画です。

法的根拠

- 「草津市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。
- 「草津市障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す計画です。

計画の期間

- 平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

成果目標

施設入所者の地域生活への移行

- 平成 28 年度末時点の施設入所者数のうち、地域生活への移行者数 3 人（移行率 6.5%）
- 平成 28 年度末時点から平成 32 年度までの施設入所者の削減数 1 人（削減率 2.2%）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置（湖南福祉圏域および市）

地域生活支援体制の強化

- 障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）
- 孤立化防止の推進（市独自事業）

福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労への移行者数 14 人（平成 28 年度実績の 1.75 倍）
- 就労移行支援事業所の利用者数 57 人（平成 28 年度実績の 1.24 倍）
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行者の割合 50%（就労移行率が 3 割以上の事業所が 3 箇所）
- 就労定着支援利用者の職場定着率 100%

障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実  
児童発達支援センター 1 箇所、保育所等訪問支援 4 箇所
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所  
児童発達支援 1 箇所、放課後等デイサービス 2 箇所
- 平成 30 年度末までに、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置

<障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策>

| サービス種別 | 見込量        |       |       |       | 確保のための方策 |   |
|--------|------------|-------|-------|-------|----------|---|
|        | 単位・指標      | 30年度  | 31年度  | 32年度  |          |   |
| 訪問系    | 居宅介護       | 時間数/月 | 2,784 | 2,844 | 2,904    | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者のニーズを把握し適切なサービス利用が図られるよう、サービス等利用計画を個別に作成しサービスの提供を行います。また、今後増加が予想されるサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努め、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。</li> </ul>   |
|        |            | 利用者数  | 232   | 237   | 242      |   |
|        | 重度訪問介護     | 時間数/月 | 728   | 780   | 832      |   |
|        |            | 利用者数  | 14    | 15    | 16       |   |
|        | 行動援護       | 時間数/月 | 680   | 700   | 720      |   |
|        |            | 利用者数  | 34    | 35    | 36       |   |
| 同行援護   | 時間数/月      | 297   | 308   | 319   |          |   |
|        | 利用者数       | 27    | 28    | 29    |          |   |
| 日中活動系  | 生活介護       | 日数/月  | 3,546 | 3,708 | 3,870    | <ul style="list-style-type: none"> <li>湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備や増築等を促進すること等によりサービス量の確保を図るとともに、質の維持・向上に努めます。また、特に重症心身障害者の通所事業所について計画的に施設整備促進を図るとともに、強度行動障害のある人が安心して通所できるよう、事業所の安定的な運営を支援する方策について検討します。</li> </ul> |
|        |            | 利用者数  | 197   | 206   | 215      |   |
|        |            | 通園タイプ | 21    | 23    | 24       |   |
|        | 療養介護       | 日数/月  | 330   | 360   | 390      | <ul style="list-style-type: none"> <li>療養介護利用希望の待機者は、本市だけでなく県内で発生している状況であるため、定期的に待機者の状況を把握することで、サービス提供事業所に空きが出た際にスムーズに調整ができるように努めます。</li> </ul>   |
|        |            | 利用者数  | 11    | 12    | 13       |   |
|        | 就労継続支援 A 型 | 日数/月  | 684   | 720   | 756      | <ul style="list-style-type: none"> <li>湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備や定員増等を促進すること等によりサービス量の確保を図ります。また、希望する人がサービスを受けられるよう、市外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。</li> </ul>   |
|        |            | 利用者数  | 38    | 40    | 42       |   |
|        | 就労継続支援 B 型 | 日数/月  | 4,575 | 4,755 | 4,935    | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校の卒業生や日中活動の場が確保されていない障害のある人のニーズが高いことから、今後も利用者数の伸びが見込まれます。湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備や増築等を促進すること等によりサービス量の確保を図るとともに、質の維持・向上に努めます。</li> </ul>                             |
|        |            | 利用者数  | 305   | 317   | 329      |   |

| サービス種別                |                 | 見込量   |       |       | 確保のための方策 |   |
|-----------------------|-----------------|-------|-------|-------|----------|---|
|                       |                 | 単位・指標 | 30年度  | 31年度  |          | 32年度  |
| 日中活動系<br>(続き)         | 就労移行支援          | 日数/月  | 550   | 560   | 570      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備や定員増等を促進すること等によりサービス量の確保を図ります。特別支援学校卒業見込者等への就労アセスメントについては、国の考え方に基づき、第5期障害福祉計画の計画値には含めませんが、引き続き、就労アセスメントを実施することで就労面に関する情報を把握し、サービス等利用計画や個別支援計画に反映させて的確な支援につなげます。</li> <li>・ 一般就労移行者の就労の継続を図るため、サービス提供事業所との連携強化により、サービスの利用促進を図ります。</li> <li>・ 訓練を必要とする人が必要量のサービスを受けられるよう、市外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。</li> <li>・ 訓練を必要とする人が必要量のサービスを受けられるよう、市外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。</li> <li>・ 今後も、特別支援学校在学中の生徒の新規利用が見込まれるため、利用者は毎年増加していくものと考えられます。しかしながら、社会資源が限られていることから、他のサービスの利用等も含め、効果的・効率的な利用につなげるため、利用者やその家族に対して、短期入所の目的や施設の現状を理解してもらえよう周知に努めます。また、湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、市が新たな事業所の整備を促進すること等によりサービス量の確保に努めます。</li> </ul> |
|                       |                 | 利用者数  | 55    | 56    | 57       |   |
|                       | 就労定着支援          | 利用者数  | 3     | 3     | 3        |   |
|                       | 自立訓練（機能訓練）      | 日数/月  | 36    | 36    | 36       |   |
|                       |                 | 利用者数  | 4     | 4     | 4        |   |
|                       | 自立訓練（生活訓練）      | 日数/月  | 260   | 260   | 260      |   |
| 利用者数                  |                 | 26    | 26    | 26    |          |   |
| 短期入所（ショートステイ）         | 日数/月            | 309   | 315   | 321   |          |   |
|                       | 利用者数            | 103   | 105   | 107   |          |   |
| 居住支援系                 | 自立生活援助          | 利用者数  | 1     | 1     | 1        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障害のある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、サービス提供事業所との連携強化により、サービスの利用促進を図ります。</li> <li>・ 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需用が見込まれます。今後も引き続き湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通し、グループホームの利用希望や利用実態等を把握し、市が新たなグループホームの整備や定員増等について促進すること等によりサービス量の確保を図ります。また、重度障害のある人に対応したグループホームの整備促進のため、湖南地域障害児・者サービス調整会議等において対応策の検討を進めます。</li> <li>・ 施設入所からグループホーム等への地域移行を進めます。また、地域での生活が困難となった人がサービスを受けられるよう、グループホームの整備促進を図るとともに、市外、県外のサービス提供事業所を含めサービスの調整を行います。</li> </ul>  |
|                       |                 | 月数/年  | 860   | 900   | 950      |   |
|                       | 共同生活援助（グループホーム） | 利用者数  | 86    | 90    | 95       |   |
|                       |                 | 月数/年  | 660   | 660   | 649      |   |
|                       | 施設入所支援          | 利用者数  | 60    | 60    | 59       |   |
|                       |                 | 月数/年  | 660   | 660   | 649      |   |
| 相談支援                  | 計画相談支援          | 利用者数  | 875   | 915   | 955      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービスを利用する障害のある人は増加しており、今後も質の高い相談支援が望まれることから、新たな相談支援事業所の参入、人材の確保に努め、相談支援体制の充実を目指します。障害福祉サービスの必要なすべての障害のある人にサービス等利用計画の作成を行います。</li> <li>・ 施設入所者、入院中の精神障害のある人の地域移行を促進するため、市、病院、サービス提供事業所等の関係機関のさらなる連携強化により、利用促進を図ります。また、引き続き制度の周知を行います。</li> </ul>  |
|                       | 地域移行支援          | 利用者数  | 3     | 3     | 3        |   |
|                       | 地域定着支援          | 利用者数  | 2     | 2     | 2        |   |
| 児童福祉法                 | 児童発達支援          | 日数/月  | 642   | 642   | 642      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達支援センター「湖の子園」を中心に、新規開設の事業所や関係機関と連携しながら、地域において早期療育、早期支援の体制を整えていきます。</li> <li>・ 関係機関等の連携のもとで、スムーズに療育や保育所等を利用できるように努めます。</li> <li>・ 制度の周知を進めながら情報提供を行い、利用者の発達状況や障害特性に応じた質の高いサービスの提供のため、市内事業所を対象とした研修会等の実施に努めます。</li> <li>・ 民間事業所の利用も含め、適切にサービスを利用できるよう、関係機関とサービスの利用調整を行います。</li> <li>・ 民間事業所の利用も含め、適切にサービスを利用できるよう、関係機関とサービスの利用調整を行います。</li> <li>・ 発達支援センターの相談体制を充実させるとともに、スムーズな福祉サービスの利用につなげるため、民間の相談支援事業所の新規開設についても調整していきます。</li> <li>・ 医療的ケアが必要な子どもがサービスをスムーズに利用できるよう、関係機関とのサービス調整を行うために、コーディネーターを配置し、支援体制を整えます。</li> </ul>   |
|                       |                 | 利用者数  | 67    | 68    | 69       |   |
|                       | 医療型児童発達支援       | 日数/月  | 34    | 34    | 34       |   |
|                       |                 | 利用者数  | 5     | 5     | 5        |   |
|                       | 放課後等デイサービス      | 日数/月  | 3,047 | 3,531 | 4,015    |   |
|                       |                 | 利用者数  | 277   | 321   | 365      |   |
|                       | 保育所等訪問支援        | 日数/月  | 13    | 14    | 14       |   |
|                       |                 | 利用者数  | 20    | 21    | 22       |   |
|                       | 居宅訪問型児童発達支援     | 日数/月  | 12    | 12    | 12       |   |
|                       |                 | 利用者数  | 6     | 6     | 6        |   |
| 障害児相談支援               | 利用者数            | 375   | 421   | 467   |          |   |
| 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置 | 配置人数            | 1     | 1     | 1     |          |   |